

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月19日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、令和5年度に北海道の特定機関向けの実証実験で使用し、令和6年度に北海道の一般向けに公開して令和7年度から全国展開し、面的データのニーズや利活用状況を収集した、推計気象分布等の面的データ（以下「面的データ」という。）を表示するスマートフォン向けのアプリ（以下「面的データ表示アプリ」という。）を運用し、面的データについてのニーズや利活用状況を収集、分析するもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本実証アプリの運用のための知見・設備を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 面的データの利活用促進に向けた調査
- (2) 業務内容 面的データ表示アプリを日本全国において一般向けに公開し、面的データについてのニーズや利活用状況を収集する。
- (3) 履行期間 令和9年3月31日（水）

3 業務目的

面的データ表示アプリを日本全国において一般向けに公開し、面的データについてのニーズや利活用状況を収集、分析することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
面的データ表示アプリの運用及び改変に必要となる技術力を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
面的データ表示アプリの運用及び改変に必要となる設備・システムを有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
履行期限までに業務を完了する体制を有するとともに、本業務完了後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口を持つこと。
- (6) 情報管理体制に関する要件
本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。)を適切に管理する体制を有すること。
- (7) その他必要と認める要件
面的データ表示アプリの運用及び改変に必要となる権利を有している、又は許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 中村 俊明

電話 03-6758-3900 (内線2520)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年2月19日(木)から令和8年3月10日(火)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年3月11日(水)17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。